

苫小牧市 PR 動画作成委託業務 提案書作成要領

1 本要領の目的

「苫小牧市 PR 動画作成委託業務」（以下「本業務」という。）の公募型企画提案（プロポーザル）に提出する「提案書」を作成するための必要な事項を定める。

2 全般的な留意事項

- (1) 提案内容を評価しやすいよう、具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 提案書の提出後に行う、プレゼンテーションの内容は、企画書の内容と齟齬がないよう注意すること。

3 企画書の定義

下記一式をもって、提案書 1 部とする。

- (1) 提案書（第 9 号様式）
- (2) 企業理念に関する提案書
- (3) 業務実績に関する提案書
- (4) 人員体制に関する提案書
- (5) 動画作成に関する提案書
- (6) 動画の活用方法に関する提案書
- (7) 見積書
- (8) その他提案事項

この他に、サンプル動画（1 分以内、mp4 などの Windows Media Player で再生できる形式の動画ファイルを記録した DVD-R8 枚。ただし複製可能な場合は 1 枚でも可）を提出すること。なお、同種業務の履行実績がある場合は、その成果物を提出してもよい。

4 提案書の内容

- (1) 企業理念に関する提案書
事業者における企業理念（PR 動画に対する基本的な考え方、PR 動画の意義や目的に対する理解、PR 動画作成業務に取り組む意欲など）について記載する。
- (2) 業務実績に関する提案書
事業者における業務実績（自治体及び企業の動画作成業務受託実績など）について記載する。
- (3) 人員体制に関する提案書
事業者における人員体制（PR 動画作成の組織体制及び人員の勤務体制など）について記載する。
- (4) 動画作成に関する提案書
 - ①本市の魅力を最大限発揮できる提案のコンセプト及び視聴者への PR ポイント
 - ②全体的な構成や演出方法の具体的イメージ（絵コンテ等）
 - ③編集及び撮影技術等について

④業務行程について

- (5) 動画の活用に関する提案書
完成した動画の有効的な活用方法について
- (6) その他提案事項
その他に提案できる事項について記載する。

※(1)～(6)については自由様式とする。

5 企画書作成にあたっての留意事項

- (1) 1部のみ提案書(第9号様式)に印を押印すること。(これを「正本」という。)
- (2) 提案書(第9号様式)に印を押印しない企画書を8部作成すること。(これを「副本」という。)
- (3) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。
- (4) 再委託を予定している場合は、別途本市の承認を要するため、その旨を正確に記載すること。
- (5) 簡潔かつわかりやすい表現により記載し、専門用語などわかりづらい用語には脚注により説明を付記すること。
- (6) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7) 提出された書類及び動画については、本業務プロポーザル以外の目的では使用しない。